

平成29年第4回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成29年4月25日(火)	13時30分 開会	15時18分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室		
3. 議 件			
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について		
日 程 第 2	会期の決定について		
日 程 第 3	諸般の報告について		
日 程 第 4	報告第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について		
日 程 第 5	議案第1号 現況証明願いについて		
日 程 第 6	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について		
日 程 第 7	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について		
4. 委員の出席状況 (出席委員)			
1 久保直之	2 佐藤弘朗	3 斉藤直幸	欠番
5 小崎勝敏	6 中川菊夫	7 中原修	
9 鈴木幹雄		11 山口一行	12 如澤寿生
	14 菅井正壽	15 遠藤義美	16 渡辺健一
	18 吉村信男	19 島田宗央	
21 吉村智之	22 姉崎淳一		24 青柳敏孝
25 阿部善夫			

5. 欠 席 委 員

8 友澤 勇 司 10 中川 孝 二 13 栗 田 淳

17 松 浦 敬 貴 20 藤 井 浩 行 23 越 智 淳 一

6. 事 務 局

事務局長 松 井 薫

農地係主任 國 分 昌 宏 農地係主任 高 尾 理

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から平成29年第4回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、18名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 本日の議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定によって、19番 島田委員、21番 吉村智之委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本日の総会の会期は、本日1日とし、報告1件、議案3件を提案したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とし、報告1件、議案3件を提案することに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>平成29年3月29日に開催された平成29年第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>4月10日(月)、北見市において第94回オホーツク管内農業委員会連合会通常総会並びに平成29年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>4月12日(水)、文化センターさざ波において第15回湧別町農業協同組合通常総会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>4月13日(木)、かみゆうべつ温泉チューリップの湯において農業委員会歓送迎会が開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>4月18日(火)、湧別町農協芭露支所において、芭露地区の農地幹旋会議が開催され、これに越智委員と島田委員が出席しております。</p> <p>4月19日(水)、湧別町農協芭露支所において、計呂地地区の農地幹旋会議が開催され、これに如澤委員と栗田委員が出席しております。</p>

す。

4月20日(木)、役場上湧別町庁舎において旭地区・5の3地区・中湧別地区の農地斡旋会議が開催され、これに姉崎委員、松浦委員、斎藤委員が出席しております。

本日、平成29年第4回湧別町農業委員会総会を開催致しております。

以上、平成29年3月29日に開催されました第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況の報告と致します。

議長

日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において10件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、札幌市の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番ほか1筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,956㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年月28日から平成34年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成29年3月30日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、2番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●の内ほか11筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は120,421.62㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から平成29年11月30日までの3年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成29年4月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の設定をした者、遠軽町の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番ほか4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は29,732㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年2月28日から平成30年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の設定をした者、芭露の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番で、地目は公簿、現況共に畑、面積は3,332㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から平成32年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、5番、利用権の設定をした者、遠軽町の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、西芭露の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は西芭露●●番●のほか1筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は2,905㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年4月24日から平成36年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、6番、利用権の設定をした者、の●●●●子さん、利用権の設定を受けた者、計呂地の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●ほか9筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は84,995㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年3月31日から平成32年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月19日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6・7ページにより位置説明)

続きまして、7番、利用権の設定をした者、錦町の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は9,868㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成23年3月1日から平成33年3月1日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして、8番、利用権の設定をした者、北兵村一区の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は旭●●番ほか7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は142,337.90㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年5月28日から平成36年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9・10ページにより位置説明)

続きまして、9番、利用権の設定をした者、錦町の●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭の●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は旭●●番●●ほか7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は51,325㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年3月29日から平成35年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして、10番、利用権の設定をした者、北兵村三区の●●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭の●●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●の内ほか5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は37,257㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年9月24日から平成31年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成29年4月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長	これで朗読説明が終わりました。報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。
委員一同	(なしとの声)
議 長	特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
事務局	<p>日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて、別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において5件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書6ページをご覧ください。その1でございます。証明願出人、所有者ともに芭露の●●●●さんです。土地の所在ですが、芭露●●番●ほか1筆で、地目は何れも公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面積は13,850㎡で、利用状況は何れも原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は島田委員、越智委員、遠藤委員でございます。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>議案書7ページをご覧ください。その2でございます。証明願出人、所有者ともに札幌市の●●●●さんです。土地の所在ですが、芭露●●番●で、地目は公簿が原野で現況が農地・採草放牧地以外であり面積は2,368㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は島田委員、越智委員、遠藤委員でございます。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>議案書8ページをご覧ください。その3でございます。証明願出人、所有者ともに芭露の●●●●さんです。土地の所在ですが、東芭露●●番で、地目は公簿が山林で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面積は9,201㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は遠藤委員、阿部会長、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>議案書9ページをご覧ください。その4でございます。証明願出人、所有者ともに錦町の●●●●さんです。土地の所在ですが、錦町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面</p>

積は71㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は鈴木委員、菅井委員、中原委員でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

議案書10ページをご覧ください。その5でございます。証明願出人、所有者ともに旭の●●●●さんです。土地の所在ですが、旭●●番●●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり面積は21,154㎡で、利用状況は雑種地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は姉崎委員、松浦委員、中川孝二委員でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長 これから、議案第1号の質疑を行います。
質疑ございませんか。

委員一同 (なしとの声)

議長 質疑なしと認めます。これから、議案第1号について採決します。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしとの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、現況証明願いについては、原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定により、別紙の者より農地の転用並びに所有権移転による権利の設定の許可申請書の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、北海道農業会議に意見の聴取をするものであります。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会に1件の許可申請書が提出されております。

	<p>内容の説明をします。議案書12ページをご覧ください。</p> <p>申請者の貸主が東の●●●●さん、借主が、錦町の●●●●さんです。申請地の所在ですが、川西●●の内で面積は8,266㎡です。転用目的は、砂利採取のための一時転用で、権利の種類は使用貸借権であり、事業費は7,935千円で、転用理由は、本地は砂利層であり、生産性が極めて低いことから、本地の土力を増進させるため、砂利採取を行うものでございます。</p> <p>(別冊資料17ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について採決します。おはかりします。本案は原案のとおり許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定致しました。</p> <p>この5条の許可申請については、5月19日開催の北海道農業会議常任会議に向け、北海道農業会議に意見の聴取をし、許可相当の答申がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することといたします。</p> <p>日程第7、日程第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案書15ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が14件、賃借権が40件、賃借権移転が7件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、北兵村三区の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵</p>

事務局

村三区の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●番ほか1筆で合計面積は5,126㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,127,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして、2番、所有権の移転をする者は、北兵村三区の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村三区の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●番で面積は3,870㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、774,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして、3番、所有権の移転をする者は、芭露の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番ほか5筆で合計面積は14,932㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、200,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして、4番、所有権の移転をする者は、芭露の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●ほか1筆で合計面積は21,374㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,175,000円でございます。

事務局

(別冊資料 2 1 ページにより位置説明)

続きまして、5番、所有権の移転をする者は、遠軽町の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●の内ほか11筆で合計面積は125,910㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8,250,000円でございます。

(別冊資料 2 ページにより位置説明)

続きまして、6番、所有権の移転をする者は、芭露の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番ほか1筆で合計面積は14,023㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、681,000円でございます。

(別冊資料 2 2 ページにより位置説明)

続きまして、議案書 1 7 ページをご覧ください。続きまして、7番、所有権の移転をする者は、遠軽町の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、西芭露の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●●●番●ほか1筆で合計面積は2,905㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年6月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、145,000円でございます。

(別冊資料 5 ページにより位置説明)

続きまして、8番、所有権の移転をする者は、計呂地の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●ほか10筆で合計面積は103,142㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成

立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,743,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、9番、所有権の移転をする者は、計呂地の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番ほか1筆で合計面積は46,827㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,006,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして、10番、所有権の移転をする者は、計呂地の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番ほか1筆で合計面積は20,790㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、771,000円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

続きまして、11番、所有権の移転をする者は、旭の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●ほか10筆で合計面積は41,246.39㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成29年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、平成29年6月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,379,000円でございます。

(別冊資料 2 4 ページにより位置説明)

続きまして、1 8 ページを御覧ください。1 2 番、所有権の移転をする者は、旭の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●ほか 3 筆で合計面積は 4 6, 4 5 0 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 2 9 年 4 月 2 5 日で、対価の支払い時期につきましては、平成 2 9 年 6 月 3 0 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6, 2 8 5, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 5 ・ 2 6 ページにより位置説明)

続きまして、1 3 番、所有権の移転をする者は、旭の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は旭●●番●ほか 1 筆で合計面積は 2 0, 0 0 1 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 2 9 年 4 月 2 5 日で、対価の支払い時期につきましては、平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3, 5 0 8, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 7 ページにより位置説明)

続きまして、1 4 番、所有権の移転をする者は、旭の●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村二区の●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は北兵村三区●●番●ほか 6 筆で合計面積は 3 9, 4 1 2 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成 2 9 年 4 月 2 5 日で、対価の支払い時期につきましては、平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4, 3 3 5, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 8 ・ 2 9 ページにより位置説明)

続きまして、議案書 1 9 ページをご覧ください。賃借権でございます。番号、1 番、利用権の設定をする者は、上芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露の●●●●さんでございます。

事務局

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●の内ほか1筆で合計面積は37,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は129,000円でございます。

(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして、2番、利用権の設定をする者は、栄町の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は22,863㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は80,000円でございます。

(別冊資料31ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の設定をする者は、北兵村二区の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか1筆で合計面積は54,903㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は219,000円でございます。

(別冊資料32・33ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の設定をする者は、屯田市街地の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか3筆で合計面積は24,119㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成29年12月31日までの1年間となっております、賃貸価格は120,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

事務局

続きまして、5番、利用権の設定をする者は、中湧別東町の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか8筆で合計面積は28,889㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は130,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

続きまして、6番、利用権の設定をする者は、中湧別東町の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか7筆で合計面積は47,108㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は188,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

続きまして、7番、利用権の設定をする者は、中湧別北町の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか3筆で合計面積は20,174㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は257,000円でございます。

(別冊資料36ページにより位置説明)

続きまして、議案書の20ページを御覧ください。8番、利用権の設定をする者は、中湧別北町の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、中湧別北町●●番●ほか1筆で合計面積は16,567㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成

立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は66,000円でございます。

(別冊資料37ページにより位置説明)

続きまして、9番、利用権の設定をする者は、北兵村三区の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか2筆で合計面積は27,341㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は136,000円でございます。

(別冊資料38ページにより位置説明)

続きまして、10番、利用権の設定をする者は、北兵村一区の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、札富美●●番●の内ほか4筆で合計面積は37,770㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は151,000円でございます。

(別冊資料39ページにより位置説明)

続きまして、11番、利用権の設定をする者は、北兵村一区の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、札富美●●番●の内ほか2筆で合計面積は14,001㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は48,000円でございます。

(別冊資料39ページにより位置説明)

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は28,000円でございます。

(別冊資料40ページにより位置説明)

続きまして、議案書の21ページを御覧ください。16番、利用権の設定をする者は、紋別市の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番ほか2筆で合計面積は97,605㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は283,000円でございます。

(別冊資料40ページにより位置説明)

続きまして、17番、利用権の設定をする者は、錦町の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番ほか10筆で合計面積は87,704㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は248,000円でございます。

(別冊資料40ページにより位置説明)

続きまして、18番、利用権の設定をする者は、南兵村二区の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番ほか3筆で合計面積は13,695㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は102,000円でございます。

(別冊資料41ページにより位置説明)

続きまして、19番、利用権の設定をする者は、南兵村二区の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番で面積は3,951㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は25,000円でございます。

(別冊資料41ページにより位置説明)

続きまして、20番、利用権の設定をする者は、北兵村三区の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内で面積は17,425㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は139,000円でございます。

(別冊資料42ページにより位置説明)

続きまして、21番、利用権の設定をする者は、北兵村三区の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか2筆で合計面積は19,366㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は154,000円でございます。

(別冊資料42ページにより位置説明)

続きまして、22番、利用権の設定をする者は、旭の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内で面積は6,318㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は31,000円でございます。

(別冊資料43ページにより位置説明)

続きまして、23番、利用権の設定をする者は、札幌市の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●さんでござ

ございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番ほか1筆で合計面積は4,956㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は34,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、24番、利用権の設定をする者は、旭の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●ほか2筆で合計面積は9,743㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成38年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は77,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、議案書の22ページを御覧ください。25番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内ほか7筆で合計面積は23,781㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月31日までの5年間となっており、賃貸価格は67,000円でございます。

(別冊資料44ページにより位置説明)

続きまして、26番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番ほか25筆で合計面積は190,149㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は662,000円でございます。

(別冊資料45・46・47・48ページにより位置説明)

続きまして、27番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番ほか2筆で合計面積は5,187㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は23,000円でございます。

(別冊資料49ページにより位置説明)

続きまして、議案書の23ページを御覧ください。28番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●ほか4筆で合計面積は22,721.91㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は98,000円でございます。

(別冊資料50ページにより位置説明)

続きまして、29番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●ほか3筆で合計面積は43,521㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成29年11月30日までの1年間となっております、賃貸価格は195,000円でございます。

(別冊資料49ページにより位置説明)

続きまして、30番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●ほか7筆で合計面積は45,876㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は137,000円でございます。

(別冊資料50ページにより位置説明)

続きまして、31番、利用権の設定をする者は、遠軽町の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番ほか4筆で合計面積は29,732㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は59,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして、32番、利用権の設定をする者は、中湧別の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は13,139㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は45,000円でございます。

(別冊資料51ページにより位置説明)

続きまして、33番、利用権の設定をする者は、芭露の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番で面積は3,332㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成33年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は14,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、34番、利用権の設定をする者は、計呂地の●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地の●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●ほか8筆で合計面積は38,505㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成32年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は

173,000円でございます。
(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、議案書の24ページを御覧ください。35番、利用権の設定をする者は、計呂地の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●ほか1筆で合計面積は4,073㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成32年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は8,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、36番、利用権の設定をする者は、錦町の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は9,868㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成32年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は59,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして、37番、利用権の設定をする者は、北兵村一区の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内ほか5筆で合計面積は22,337.90㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平成36年12月31日までの8年間となっております、賃貸価格は178,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして、38番、利用権の設定をする者は、錦町の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●ほか3筆で合計面積は24,355㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成29年4月25日から平

成 3 5 年 1 2 月 3 1 日までの 7 年間となっており、賃貸価格は 1 9 4, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 0 ページにより位置説明)

続きまして、3 9 番、利用権の設定をする者は、錦町の●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内ほか 3 筆で合計面積は 2 6, 9 7 0 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成 2 9 年 4 月 2 5 日から平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日までの 7 年間となっており、賃貸価格は 1 0 0, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 1 ページにより位置説明)

続きまして、4 0 番、利用権の設定をする者は、北兵村三区の●●●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美の●●●●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内ほか 5 筆で面積は 3 7, 2 5 7 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成 2 9 年 4 月 2 5 日から平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間となっており、賃貸価格は 1 4 9, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 2 ページにより位置説明)

続きまして、議案書 2 5 ページをご覧ください。賃借権移転でございます。番号、1 番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●●●●●さんで、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区 1 ●●番●ほか 2 筆で合計面積は 1 6, 2 4 2 m²であり、移転する利用権は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借でございます。

利用権の期限でございますが、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日までの 5 年間となっており、賃貸価格は 7 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 5 2 ページにより位置説明)

続きまして、2 番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●●●●●さんで、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●ほか 4 筆で合計面積は 1 6, 9 2 6 m²であり、移転する利用権は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借でございます。

利用権の期限でございますが、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から平成 3 3

年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は76,000円でございます。

(別冊資料52ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●さんで、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番ほか1筆で合計面積は10,263.68㎡であり、移転する利用権は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借でございます。

利用権の期限でございますが、平成24年3月30日から平成33年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は46,000円でございます。

(別冊資料52ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●さんで、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番で面積は6,550㎡であり、移転する利用権は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借でございます。

利用権の期限でございますが、平成24年3月30日から平成33年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は29,000円でございます。

(別冊資料52ページにより位置説明)

続きまして、5番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●さんで、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●ほか4筆で合計面積は22,368㎡であり、移転する利用権は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借でございます。

利用権の期限でございますが、平成28年1月27日から平成37年12月31日までの9年間となっており、賃貸価格は111,000円でございます。

(別冊資料52ページにより位置説明)

続きまして、6番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●さんで、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番の内ほか3筆で面積は29,194㎡であり、移転する利用権は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借でございます。

利用権の期限でございますが、平成27年3月31日から平成36年12月31日までの8年間となっており、賃貸価格は87,000円でございます。

	<p>(別冊資料 5 3 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、7 番、利用権の移転をする者は、富美の●●●●さん で、利用権の移転を受ける者は、富美の●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●の内ほか 1 7 筆で 合計面積は 6 0, 2 8 9 m²であり、移転する利用権は賃借権で、成立 する法律関係は賃貸借でございます。 利用権の期限でございますが、平成 2 5 年 9 月 2 5 日から平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日までの 7 年間となっております、賃貸価格は 2 1 1, 0 0 0 円でございます。 (別冊資料 5 4 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから、議案第 3 号の質疑を行います。 先に 1 6 ページ 1 番について行います</p>
議長	<p>農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、6 番 中川菊夫委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(中川菊夫委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。 1 6 ページ 1 番について質疑ございませんか。</p>
議長	<p>(なしとの声)</p>
委員一同	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありません か。</p>
議長	<p>(なしとの声)</p>
委員一同	<p>異議なしと認めます。 したがって、1 6 ページ 1 番は、原案の通り決定されました。 6 番中川菊夫委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
議長	<p>(中川菊夫委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。 2 4 ページ 3 9 番について質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、2 2 番姉崎委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p>

議長	<p>(姉崎委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。 24 ページ 39 番について質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。 お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、24 ページ 39 番は、原案の通り決定されました。 22 番姉崎委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
委員一同	<p>(姉崎委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番について質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、3 番齊藤委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p>
議長	<p>(齊藤委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。 24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番について質疑ございませんか。</p>
議長	<p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。 お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番については、原案の通り決定されました。 3 番齊藤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
議長	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番については、原案の通り決定されました。 3 番齊藤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番については、原案の通り決定されました。 3 番齊藤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
議長	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番については、原案の通り決定されました。 3 番齊藤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番については、原案の通り決定されました。 3 番齊藤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>
議長	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、24 ページ 40 番と 25 ページ 1 番から 7 番については、原案の通り決定されました。 3 番齊藤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>

議長

(齊藤委員着席)

休憩前に引き続き会議を続けます。

それでは議案第3号の残りの議案について一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

(なしとの声)

質疑なしと認めます。

おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり決定されました。

委員一同

議長

おはかりします。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、平成29年4回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 15時18分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長 阿 部 善 夫

署名委員 島 田 宗 央

署名委員 吉 村 智 之